

時事報

教育費の節減は如何

我が國財政の有様の資本の所在一方に偏して工商の活社會には金融の活潑を見ず自然に民業の衰微と致す付ては稅源と見出せることも蓋だ易からず然るに文明の今日に居て國と立てんとするは大に國財と要するふと云して就中兵備の如きは一日も之を等間に附せ可らず内と願れば國財の出所に乏しく外を見れば其要甚だ急るに左れば百般の政費を攻撃して其要の緩急と比較し苟も少しく緩ありと認めるあらば情を忍んで之を捨て以て焦眉の急に奉するの外あるかる可し即ち減額と決したるに左れば其方法は一ならず例へば官吏の數を減らし俸給の高と競争不急の建築と止め廢す可きの保護を廢せる等皆その手段にして此外革新以來西洋の文物を採用するに當り力を一方に用ひて偏重化姿を爲しが爲先に政府の費用を嵩め人民の負擔を増したるもの少くらず是等も亦節減の部内に計へて然る可きものあらん其一項を擧れば教育制度の如き即ち是れなり蓋し人民を教育するは開拓を進む文明と促がるものなれば固より非難すべきにあらずされども全國一般農工商業は有様に注意し人民生活の度合を觀察し國の教育法をして正しく國の貧富に適せしめて偏重偏輕の弊と避るの工風も亦甚ざ大切ある可し明治十六年度の國稅地方稅區町村費及び賦金を見るに徵收現高九千七百四十六萬六千四百七十三圓にして内文部省費及び公立學校諸費に充るもの合計九百四十二萬七千五百圓の外に公立學校諸費の爲め特よ收入せらるに即ち寄附金授業料保育料亦と合計三百五十二萬二千七百四十二圓とあり左れを該年度中に人民の手を離れて政府の筋に入りたる總額は一億九十八萬九千二百十五圓にして内千二百九十五萬二百四十二圓と教育費とす即ち總額の八分一以上を占むるのにて若しも此教育制度あるとせば人民の負擔は直よ八分一以上を輕くするとならん又教育費を以て該年度の陸海軍費と比較するに共よ教育費も及ばざるは西洋各國にても未嘗有の一例と云ふ可なりものあらん、右の如く教育費が他の政費に比して偏重化姿を呈したるは畢竟我國よて文を重んずること甚だ多く漸々に之深入して抑て今日の現状を見れば國は貧富の度に照らして教育法の洪大に過た又丁寧に過ぎたるの事實によて然るもののなほり文明の一國を立るには固より文學の士人なる可らず文士を得んとそるには之を養ふは學校なかる可らずと雖も抑も社會の風潮、文明を催し文を重んずるの時節に於て以後進の少年士人へ自から書て文に赴き色々方便を求めて遂に其目的を達するものなれば必ずしも獨り政府の力用ひるを要せしむるは子弟は外國に留學する者もあらん或は外國の學者が來て教るものが外國に留學する者もあらん或は外國を愛し政府直轄の武道場を設立したるが爲めにあらず當時一時か否の武道の流行よりならず此時に當て官の筋に於て特に金を要する者等適宜に注意すべしるに文部省所管の度費八十八萬八千三百二十六圓の内學校の爲めに費するもの五十六萬五千三百八十八圓とあり

事務官には金額の活潑を見ず自然に民業の衰微と致す付ては稅源と見出せることも蓋だ易からず然るに文明の今日に居て國と立てんとするは大に國財と要するふと云して就中兵備の如きは一日も之を等間に附せ可らず内と願れば國財の出所に乏しく外を見れば其要甚だ急るに左れば百般の政費を攻撃して其要の緩急と比較し苟も少しく緩ありと認めるあらば情を忍んで之を捨て以て焦眉の急に奉するの外あるかる可し即ち減額と決したるに左れば其方法は一ならず例へば官吏の數を減らし俸給の高と競争不急の建築と止め廢す可きの保護を廢せる等皆その手段にして此外革新以來西洋の文物を採用するに當り力を一方に用ひて偏重化姿を爲しが爲先に政府の費用を嵩め人民の負担を増したるもの少くらず是等も亦節減の部内に計へて然る可きものあらん其一項を擧れば教育制度の如き即ち是れなり蓋し人民を教育するは開拓を進む文明と促がるものなれば固より非難すべきにあらずされども全國一般農工商業は有様に注意し人民生活の度合を觀察し國の教育法をして正しく國の貧富に適せしめて偏重偏輕の弊と避るの工風も亦甚ざ大切ある可し明治十六年度の國稅地方稅區町村費及び賦金を見るに徵收現高九千七百四十六萬六千四百七十三圓にして内文部省費及び公立學校諸費に充るもの合計九百四十二萬七千五百圓の外に公立學校諸費の爲め特よ收入せらるに即ち寄附金授業料保育料亦と合計三百五十二萬二千七百四十二圓と教育費とす即ち總額の八分一以上を占むるのにて若しも此教育制度あるとせば人民の負担は直よ八分一以上を輕くするとならん又教育費を以て該年度の陸海軍費と比較するに共よ教育費も及ばざるは西洋各國にても未嘗有の一例と云ふ可なりものあらん、右の如く教育費が他の政費に比して偏重化姿を呈したるは畢竟我國よて文を重んずること甚だ多く漸々に之深入して抑て今日の現状を見れば國は貧富の度に照らして教育法の洪大に過た又丁寧に過ぎたるの事實によて然るもののなほり文明の一國を立るには固より文學の士人なる可らず文士を得んとそるには之を養ふは

等皆その手段にして此外革新以來西洋の文物を採用するに當り力を一方に用ひて偏重化姿を爲しが爲先に

政府の費用を嵩め人民の負担を増したるもの少くらず

是等も亦節減の部内に計へて然る可きものあらん其

一項を擧れば教育制度の如き即ち是れなり蓋し人民を

教育するは開拓を進む文明と促がるものなれば固より

非難すべきにあらずされども全國一般農工商業は有様に

注意し人民生活の度合を觀察し國の教育法をして正し

く國の貧富に適せしめて偏重偏輕の弊と避るの工風

も亦甚ざ大切ある可し明治十六年度の國稅地方稅區町

村費及び賦金を見るに徵收現高九千七百四十六萬六千

四百七十三圓にして内文部省費及び公立學校諸費に充

るもの合計九百四十二萬七千五百圓の外に公立學校諸

費の爲め特よ收入せらるに即ち寄附金授業料保育料亦

と合計三百五十二萬二千七百四十二圓と教育費とす即ち

總額の八分一以上を占むるのにて若しも此教育制度あるとせば人民の負担は直よ八分一以上を輕くするとならん又教育費を以て該年度の陸海軍費と比較するに共よ教育費も及ばざるは西洋各國にても未嘗有の一例と云ふ可なりものあらん、右の如く教育費が他の政費に比して偏重化姿を呈したるは畢竟我國よて文を重んずること甚だ多く漸々に之深入して抑て今日の現状を見れば國は貧富の度に照らして教育法の洪大に過た又丁寧に過ぎたるの事實によて然るもののなほり文明の一國を立るには固より文學の士人なる可らず文士を得んとそるには之を養ふは

等皆その手段にして此外革新以來西洋の文物を採用するに當り力を一方に用ひて偏重化姿を爲しが爲先に

政府の費用を嵩め人民の負担を増したるもの少くらず

是等も亦節減の部内に計へて然る可きものあらん其

一項を擧れば教育制度の如き即ち是れなり蓋し人民を

教育するは開拓を進む文明と促がるものなれば固より

非難すべきにあらずされども全國一般農工商業は有様に

注意し人民生活の度合を觀察し國の教育法をして正し

く國の貧富に適せしめて偏重偏輕の弊と避るの工風

も亦甚ざ大切ある可し明治十六年度の國稅地方稅區町

村費及び賦金を見るに徵收現高九千七百四十六萬六千

四百七十三圓にして内文部省費及び公立學校諸費に充

るもの合計九百四十二萬七千五百圓の外に公立學校諸

費の爲め特よ收入せらるに即ち寄附金授業料保育料亦

と合計三百五十二萬二千七百四十二圓と教育費とす即ち

總額の八分一以上を占むるのにて若しも此教育制度あるとせば人民の負担は直よ八分一以上を輕くするとならん又教育費を以て該年度の陸海軍費と比較するに共よ教育費も及ばざるは西洋各國にても未嘗有の一例と云ふ可なりものあらん、右の如く教育費が他の政費に比して偏重化姿を呈したるは畢竟我國よて文を重んずること甚だ多く漸々に之深入して抑て今日の現状を見れば國は貧富の度に照らして教育法の洪大に過た又丁寧に過ぎたるの事實によて然るもののなほり文明の一國を立るには固より文學の士人なる可らず文士を得んとそるには之を養ふは

等皆その手段にして此外革新以來西洋の文物を採用するに當り力を一方に用ひて偏重化姿を爲しが爲先に

政府の費用を嵩め人民の負担を増したるもの少くらず

是等も亦節減の部内に計へて然る可きものあらん其

一項を擧れば教育制度の如き即ち是れなり蓋し人民を

教育するは開拓を進む文明と促がるものなれば固より

非難すべきにあらずされども全國一般農工商業は有様に

注意し人民生活の度合を觀察し國の教育法をして正し

く國の貧富に適せしめて偏重偏輕の弊と避るの工風

も亦甚ざ大切ある可し明治十六年度の國稅地方稅區町

村費及び賦金を見るに徵收現高九千七百四十六萬六千

四百七十三圓にして内文部省費及び公立學校諸費に充

るもの合計九百四十二萬七千五百圓の外に公立學校諸

費の爲め特よ收入せらるに即ち寄附金授業料保育料亦

と合計三百五十二萬二千七百四十二圓と教育費とす即ち

總額の八分一以上を占むるのにて若しも此教育制度あるとせば人民の負担は直よ八分一以上を輕くするとならん又教育費を以て該年度の陸海軍費と比較するに共よ教育費も及ばざるは西洋各國にても未嘗有の一例と云ふ可なりものあらん、右の如く教育費が他の政費に比して偏重化姿を呈したるは畢竟我國よて文を重んずること甚だ多く漸々に之深入して抑て今日の現状を見れば國は貧富の度に照らして教育法の洪大に過た又丁寧に過ぎたるの事實によて然るもののなほり文明の一國を立るには固より文學の士人なる可らず文士を得んとそるには之を養ふは

等皆その手段にして此外革新以來西洋の文物を採用するに當り力を一方に用ひて偏重化姿を爲しが爲先に

政府の費用を嵩め人民の負担を増したるもの少くらず

是等も亦節減の部内に計へて然る可きものあらん其

一項を擧れば教育制度の如き即ち是れなり蓋し人民を

教育するは開拓を進む文明と促がるものなれば固より

非難すべきにあらずされども全國一般農工商業は有様に

注意し人民生活の度合を觀察し國の教育法をして正し

く國の貧富に適せしめて偏重偏輕の弊と避るの工風

も亦甚ざ大切ある可し明治十六年度の國稅地方稅區町

村費及び賦金を見るに徵收現高九千七百四十六萬六千

四百七十三圓にして内文部省費及び公立學校諸費に充

るもの合計九百四十二萬七千五百圓の外に公立學校諸

費の爲め特よ收入せらるに即ち寄附金授業料保育料亦

と合計三百五十二萬二千七百四十二圓と教育費とす即ち

總額の八分一以上を占むるのにて若しも此教育制度あるとせば人民の負担は直よ八分一以上を輕くするとならん又教育費を以て該年度の陸海軍費と比較するに共よ教育費も及ばざるは西洋各國にても未嘗有の一例と云ふ可なりものあらん、右の如く教育費が他の政費に比して偏重化姿を呈したるは畢竟我國よて文を重んずること甚だ多く漸々に之深入して抑て今日の現状を見れば國は貧富の度に照らして教育法の洪大に過た又丁寧に過ぎたるの事實によて然るもののなほり文明の一國を立るには固より文學の士人なる可らず文士を得んとそるには之を養ふは

等皆その手段にして此外革新以來西洋の文物を採用するに當り力を一方に用ひて偏重化姿を爲しが爲先に

政府の費用を嵩め人民の負担を増したるもの少くらず

是等も亦節減の部内に計へて然る可きものあらん其

一項を擧れば教育制度の如き即ち是れなり蓋し人民を

教育するは開拓を進む文明と促がるものなれば固より

非難すべきにあらずされども全國一般農工商業は有様に

注意し人民生活の度合を觀察し國の教育法をして正し

く國の貧富に適せしめて偏重偏輕の弊と避るの工風

も亦甚ざ大切ある可し明治十六年度の國稅地方稅區町

村費及び賦金を見るに徵收現高九千七百四十六萬六千

四百七十三圓にして内文部省費及び公立學校諸費に充

るもの合計九百四十二萬七千五百圓の外に公立學校諸

費の爲め特よ收入せらるに即ち寄附金授業料保育料亦

と合計三百五十二萬二千七百四十二圓と教育費とす即ち

總額の八分一以上を占むるのにて若しも此教育制度あるとせば人民の負担は直よ八分一以上を輕くするとならん又教育費を以て該年度の陸海軍費と比較するに共よ教育費も及ばざるは西洋各國にても未嘗有の一例と云ふ可なりものあらん、右の如く教育費が他の政費に比して偏重化姿を呈したるは畢竟我國よて文を重んずること甚だ多く漸々に之深入して抑て今日の現状を見れば國は貧富の度に照らして教育法の洪大に過た又丁寧に過ぎたるの事實によて然るもののなほり文明の一國を立るには固より文學の士人なる可らず文士を得んとそるには之を養ふは

等皆その手段にして此外革新以來西洋の文物を採用するに當り力を一方に用ひて偏重化姿を爲しが爲先に

政府の費用を嵩め人民の負担を増したるもの少くらず

是等も亦節減の部内に計へて然る可きものあらん其

一項を擧れば教育制度の如き即ち是れなり蓋し人民を

教育するは開拓を進む文明と促がるものなれば固より

非難すべきにあらずされども全國一般農工商業は有様に

注意し人民生活の度合を觀察し國の教育法をして正し

く國の貧富に適せしめて偏重偏輕の弊と避るの工風

も亦甚ざ大切ある可し明治十六年度の國稅地方稅區町

村費及び賦金を見るに徵收現高九千七百四十六萬六千

四百七十三圓にして内文部省費及び公立學校諸費に充

るもの合計九百四十二萬七千五百圓の外に公立學校諸

費の爲め特よ收入せらるに即ち寄附金授業料保育料亦

と合計三百五十二萬二千七百四十二圓と教育費とす即ち

總額の八分一以上を占むるのにて若しも此教育制度あるとせば人民の負担は直よ八分一以上を輕くするとならん又教育費を以て該年度の陸海軍費と比較するに共よ教育費も及ばざるは西洋各國にても未嘗有の一例と云ふ可なりものあらん、右の如く教育費が他の政費に比して偏重化姿を呈したるは畢竟我國よて文を重んずること甚だ多く漸々に之深入して抑て